

6月議会

条例など

議案第49号 南相馬市職員の育児休業等に関する条例及び南相馬市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、配偶者の育児休業等の取得状況にかかわらず、職員が育児休業等を取得することが



議案 15 件、報告 5 件は
 原案の通り可決・承認されました。

新設された「すぐにやります課」

できるなど、必要な改正を行うもの。
 施行日 平成22年6月30日
 議案第50号 南相馬市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
 職員が退職した後、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるとき行為があった場合、退職手当の支給を制限し、又は返納させるため、必要な改正

を行うもの。
 施行日 公布の日

議案第51号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書等の規定を整理するなど、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

平成23年1月1日から、給与所得者及び公的年金受給者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出する者について、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出することとした。

たばこ税の税率改正

	改正前	改正後
旧3級品以外の製造たばこ	1,000本につき 3,298円	1,000本につき 4,618円
旧3級品の製造たばこ	1,000本につき 1,564円	1,000本につき 2,190円

施行日 平成22年10月1日。
 ただし、扶養親族申告書の提出に関する規定は平成23年1

月1日。

議案第52号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

地方税法等の一部改正により、国民健康保険税に係る課税限度額等を改定するとともに、後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の減免措置の適用期間を延長するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

課税限度額の引き上げ

区分	改正前	改正後
医療分	47万円	50万円
後期高齢者支援金分	12万円	13万円
介護分	10万円	現行に同じ
計	69万円	73万円

69万円を73万円に引き上げ(あん分率は改正しない)

国民健康保険税の減免の特例
 被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療保険に移行

することに伴って、被扶養者から国民健康保険の被保険者となった方に対する国民健康保険税の減免措置が適用される期間を「2年」から「当分の間」に延長する。
 施行日 公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用。

議案第53号 南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利
 用料金の特例に関する条例制定について

定住自立圏形成に関する協定を締結した市町村(飯館村)住民の利便性の向上と、相互交流による地域活性化を図ることを目的として、公の施設の利用料金に関する特例を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

定住自立圏形成に関する協定を締結した市町村住民の利用料金の特例

本市と定住自立圏形成に関する協定を締結した市町村の住民が、利用料金に「市内・市外」の区分がある本市のスポーツ施設等を利用する場合の利用料金について、「市内」の区分を適用することとする。

施行日 公布の日

議案第54号 専決処分報告及びその承認について

地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、早期に周知を図り、市民の利益を確保するため、南相馬市税条例の一部を改正する条例制定を同年3月31日付けで専決処分した。

【主な内容】
65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者の給与からの特別徴収の創設

65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、納税の便宜等を図る観点から、公的年金等所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与からの特別徴収の方法により徴収することができることとした。

施行日 平成22年4月1日

議案第55号 専決処分報告及びその承認について

地方税法等の一部改正により、非自発的失業者に対する国民健康保険税の課税に特別を設けることに伴い、早期に周知を図り、市民の利益を確保するため、南相馬市国民健

康保険税条例の一部を改正する条例制定を平成22年4月19日付けで専決処分した。

【主な内容】
非自発的失業者に係る国民健康保険の課税の特例

非自発的失業（倒産や解雇、雇止めなどによる離職）により国民健康保険へ加入する者の国民健康保険税について、失業（離職）から一定の期間、前年度の給与所得を100分の30として算定することとした。

特別対象被保険者等に係る申告

納税義務者が非自発的失業者である場合には、離職理由及び市長が必要と求める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならぬとし、またその際に、雇用保険受給資格者証等により事実を証明する書類を提示しなければならぬこととした。

施行日 公布の日から施行

行し、改正後の規定は平成22年4月1日から適用。

議案第60号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

星 義弘氏（小高区）新任

梅田茂子氏（鹿島区）再任
佐藤和子氏（原町区）再任
佐藤由起子氏（原町区）再任

6月補正予算の概要（主な事業）

補正額8億6千39万2千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額が271億6千591万4千円となった。

1. 「事業仕分け」結果を踏まえた政策的予算関係（56事業）
809,630千円

* 中学生医療費助成事業	2,110千円
市営陣ヶ崎公園墓地整備事業（原町区）	49,042千円
* 基盤技術産業高度化支援事業補助金	3,500千円
サービスエリア利活用拠点整備事業（鹿島区）	28,266千円
地方特定道路整備事業（3区）	159,330千円
環状1号線整備・交付金事業（原町区）	298,858千円
* 小高中学校屋内運動場耐震改修事業（小高区）	7,500千円
* 原町第一中学校屋内運動場改築事業（原町区）	20,500千円

2. 緊急課題への対応

総合交通体系推進事業	7,500千円
* 地域に開かれた保育施設等環境整備事業・補助金（4事業）	11,300千円
* 県単治山事業（小高区）	5,610千円

特別会計補正予算の概要

国民健康保険特別会計
平成22年度あん分率の決定に伴う補正を行うもので、補正額158,143千円を減額し、補正後の歳入歳出総額が7,561,335千円となった。

*は新規事業

平成22年 第3回定例会での審議結果（意見が分かれた議案について掲載しました。）

議員名	議決結果	改革クラブ				南相馬クラブ				市民クラブ			清心会			公明党 南相馬市議団		日本共産党 議員団		民政 クラブ		無 会派	無 会派	無 会派		
		小林 吉久	高野 光二	竹野 光雄	小林 正幸	小川 尚一	西 銃治	湊 清一	西 一信	平田 武	小林 チイ	寺内 安規	今村 裕	五賀 和雄	宝玉 義則	白瀬 利夫	坂本 恒雄	志賀 稔宗	土田 美恵子	渡部 寛一	郡 俊彦	横山 元榮	田中 一正	太田 淳一	鈴木 昌一	中川 庄一
市 長 提 案	南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○
	平成22年度南相馬市一般会計補正予算について	可	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○
	平成22年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について	可	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○
議 員 提 案	その他	可	×	×	×	×	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○

※1 議決結果欄の意味はそれぞれ次のとおり 可 可決 否 否決 議 継続審査
※2 採決の結果欄の意味はそれぞれ次のとおり ○ 賛成 × 反対 議 議長 欠 欠席